

第 7 4 8 号  
平成28年11月10日 発行

# 天理市公報

発行 天 理 市  
編集 総務部総務課

## 目 次

訓令甲	番号	頁数
・天理市臨時職員等取扱要綱の一部改正	9	2
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	352	2
・放置自転車等の保管について	353	2
・放置自転車等の保管について	354	3
・放置自転車等の保管について	355	3
・放置自転車等の保管について	356	4
・公示送達について	357	4
・放置自転車等の保管について	358	4
・公示送達について	359	5
・公示送達について	360	5
・放置自転車等の保管について	361	5
・放置自転車等の保管について	362	6
・放置自転車等の保管について	363	6
・放置自転車等の保管について	364	6
・放置自転車等の保管について	365	7
・放置自転車等の保管について	366	7
・放置自転車等の保管について	367	8
・放置自転車等の保管について	368	8
・放置自転車等の保管について	369	8
・公示送達について	370	9
・放置自転車等の保管について	371	9
・放置自転車等の保管について	372	10
・放置自転車等の保管について	373	10
・公示送達について	374	10
・放置自転車等の保管について	375	11
・放置自転車等の保管について	376	11
・放置自転車等の保管について	377	11
・放置自転車等の保管について	378	12
・公示送達について	379	12
・放置自転車等の保管について	380	12
・放置自転車等の保管について	381	13
・放置自転車等の保管について	382	13

・放置自転車等の保管について	383	14
・放置自転車等の保管について	384	14
・放置自転車等の保管について	385	15
・公示送達について	386	15
・放置自転車等の保管について	387	15
・放置自転車等の保管について	388	16

公 告	番号	頁数
・一般競争入札について	44	16
・天理農業振興地域整備計画の変更について	45	19
・一般競争入札について	46	19
・一般競争入札について	47	22
・一般競争入札について	48	23
・農用地利用集積計画について	49	26

農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	11	26

選挙管理委員会	番号	頁数
・天理市公職選挙事務執行規程の一部改正	20	26

公営企業	番号	頁数
・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	34	26
・天理市指定下水道工事店の指定について【公告】	35	27
・一般競争入札について【公告】	36	27
・一般競争入札について【公告】	37	30
・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	38	32
・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	39	32
・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	40	33

## 訓令甲

(平成28年10月24日揭示済)

天理市訓令甲第9号

天理市臨時職員等取扱要綱（平成4年6月天理市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

平成28年10月24日

天理市長 並 河 健

別表事務職の項中「5,910円」を「6,100円」に、「7,000円」を「7,200円」に改め、同表技術職の項中「11,300円」を「11,400円」に、「9,700円」を「9,800円」に改め、同表技能職の項中「8,600円」を「8,800円」に、「5,910円」を「6,100円」に、「6,200円」を「6,500円」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 告 示

(平成28年10月6日揭示済)

天理市告示第352号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成28年10月6日
- 3 移動対象区域  
天理市田井庄町529番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成28年10月6日から平成28年12月5日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 移動・保管費用（1台につき）
    - ア 移動費 2,050円
    - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先  
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778  
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成28年10月7日揭示済)

天理市告示第353号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成28年10月7日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年10月7日から平成28年12月6日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年10月7日揭示済)

天理市告示第354号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年10月7日
  - 3 移動対象区域  
天理市小田中町115番地1先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年10月7日から平成28年12月6日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年10月11日揭示済)

天理市告示第355号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成28年10月11日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成28年10月11日から平成28年12月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年10月12日 掲示済)

天理市告示第356号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成28年10月12日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成28年10月12日から平成28年12月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年10月14日 掲示済)

天理市告示第357号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年10月14日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成28年10月14日 掲示済)

天理市告示第358号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成28年10月14日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間

平成28年10月14日から平成28年12月13日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年10月17日揭示済)

天理市告示第359号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年10月17日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成28年10月17日揭示済)

天理市告示第360号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年10月17日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成28年10月17日揭示済)

天理市告示第361号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成28年10月17日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年10月17日から平成28年12月16日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年10月18日揭示済)

天理市告示第362号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年10月18日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年10月18日から平成28年12月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年10月18日揭示済)

天理市告示第363号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年10月18日
  - 3 移動対象区域  
天理市二階堂菅田町640番地1先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年10月18日から平成28年12月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年10月18日揭示済)

天理市告示第364号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、な

お一定期間放置されていたため。

- 2 移動日  
平成28年10月18日
  - 3 移動対象区域  
天理市田井庄町3 2 2番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町6 7 1番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年10月18日から平成28年12月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年10月19日揭示済)

天理市告示第365号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年10月19日
  - 3 移動対象区域  
天理市田井庄町3 3 7番地 1 先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町6 7 1番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年10月19日から平成28年12月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年10月19日揭示済)

天理市告示第366号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成28年10月19日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町6 7 1番地 1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間

平成28年10月19日から平成28年12月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年10月20日揭示済)

天理市告示第367号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年10月20日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年10月20日から平成28年12月19日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年10月21日揭示済)

天理市告示第368号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年10月21日
  - 3 移動対象区域  
天理市川原城町221番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年10月21日から平成28年12月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年10月21日揭示済)

天理市告示第369号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。  
平成28年10月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年10月21日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年10月21日から平成28年12月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年10月24日揭示済)

天理市告示第370号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年10月24日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成28年10月24日揭示済)

天理市告示第371号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年10月24日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年10月24日から平成28年12月23日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年10月24日 掲示済)

天理市告示第372号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年10月24日
  - 3 移動対象区域  
天理市川原城町2番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年10月24日から平成28年12月23日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年10月25日 掲示済)

天理市告示第373号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年10月25日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年10月25日から平成28年12月24日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年10月26日 掲示済)

天理市告示第374号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年10月26日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成28年10月26日揭示済)

天理市告示第375号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年10月26日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年10月26日から平成28年12月25日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年10月26日揭示済)

天理市告示第376号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年10月26日
  - 3 移動対象区域  
天理市石上町219番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年10月26日から平成28年12月25日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年10月26日揭示済)

天理市告示第377号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年10月26日
  - 3 移動対象区域  
天理市石上町230番地1先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年10月26日から平成28年12月25日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年10月28日揭示済)

天理市告示第378号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年10月28日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年10月28日から平成28年12月27日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年10月31日揭示済)

天理市告示第379号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年10月31日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成28年10月31日揭示済)

天理市告示第380号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年10月31日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年10月31日から平成28年12月30日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年10月31日揭示済)

天理市告示第381号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年10月31日
  - 3 移動対象区域  
天理市田部町110番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年10月31日から平成28年12月30日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年11月1日揭示済)

天理市告示第382号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成28年11月1日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年11月1日から平成28年12月31日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年11月1日揭示済)

天理市告示第383号

天理市自転車等駐車条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年11月1日

天理市長 並 河 健

1 撤去理由

自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

2 移動日

平成28年10月31日

3 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年11月1日から平成29年4月30日まで

(2) 返還時間

自転車等駐車場の営業時間

4 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成28年11月2日揭示済)

天理市告示第384号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月2日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成28年11月2日

3 移動対象区域

天理市岩屋町460番地6先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年11月2日から平成29年1月1日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年11月2日揭示済)

天理市告示第385号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月2日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年11月2日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年11月2日から平成29年1月1日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年11月4日揭示済)

天理市告示第386号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年11月4日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成28年11月4日揭示済)

天理市告示第387号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月4日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成28年11月4日
- 3 移動対象区域  
天理市田井庄町559番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間

平成28年11月4日から平成29年1月3日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年11月4日揭示済)

天理市告示第388号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年11月4日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年11月4日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年11月4日から平成29年1月3日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

# 公 告

(平成28年10月6日揭示済)

天理市公告第44号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成28年10月6日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

(1) 工事名 道路改良工事 勾田櫛本線

(2) 工事場所 天理市 勾田町

(3) 工事概要 工事延長 L=117.4m

土工 N=1式

街渠柵 N=15箇所

組合せL型側溝 L=18.2m

管渠工 L=16.3m

集水柵 N=15箇所

擁壁工 L=11m

舗装工 A=1292㎡

縁石工 L=10.7m

区画線工 N=1式

(4) 工 期 平成29年2月28日まで

(5) 予定価格 41,449,320円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 最低制限価格 36,477,000円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

(1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1

号)を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件を全て満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
- ④ 天理市が平成28年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成28年度)において土木一式工事の格付がA1等級ならびにA等級に位置づけされている者であること。
- ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
- ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑧ 他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

- ① 一級土木施工管理技士もしくは一級建設機械施工技士、技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
- ③ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

### 第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 交付場所 (1)に同じ。

### 第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 提出場所 第3(1)に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

### 第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場 所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

- ① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
- ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

### 第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便

又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留  
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

(1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場所 天理市川原城町605番地  
天理市役所3階334会議室

第9 落札者の決定方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表(入札日程)

道路改良工事 勾田樺本線	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成28年10月6日(木)から 平成28年10月17日(月)まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成28年10月6日(木)から 平成28年10月17日(月)まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	平成28年10月19日(水)まで <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成28年10月25日(火)
質問書への回答日	平成28年10月25日(火)

競争参加資格がないとした場合の説明要望書提出期限	平成28年10月28日（金）
競争参加資格がないとした場合の当該理由の回答日	平成28年11月2日（水）
入札書到着期限日	平成28年11月9日（水）
開札の日時	平成28年11月10日（木） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成28年11月10日（木） 午前11時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成28年10月13日揭示済）

#### 天理市公告第45号

天理農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

天理市の住民は、平成28年11月12日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、平成28年11月12日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

平成28年10月13日

天理市長 並 河 健

1. 農用地利用計画の案の縦覧期間  
自 平成28年10月13日（公告年月日）  
至 平成28年11月12日（公告年月日の翌日から起算して30日目）
2. 農用地利用計画の案の縦覧場所  
天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

（平成28年10月20日揭示済）

#### 天理市公告第46号

##### 一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成28年10月20日

天理市長 並 河 健

#### 第1 工事概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 工事名    | 天理市立山の辺学童保育所新築工事   |
| (2) 工事場所   | 天理市別所町   |
| (3) 工事概要   | 鉄骨造平屋建<br>建築面積       198.62㎡<br>延べ床面積     176.86㎡<br>・建築工事       1.0式<br>・電気設備工事   1.0式<br>・機械設備工事   1.0式<br>外構工事         1.0式 |
| (4) 工期     | 平成29年3月28日まで   |
| (5) 予定価格   | 54,205,200円<br>(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)  |
| (6) 最低制限価格 | 48,784,680円<br>(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)  |

#### 第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築工事業の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)に掲げる条件を全て満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認

を受けたものであること。

(2) 次の条件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建設業法の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
- ④ 本市が平成28年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成28年度）において建築一式工事の格付がA等級に位置づけられている者であること。
- ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
- ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑧ 他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。

- ① 別表2の資格を有する者。
- ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
- ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者

(4) 次に掲げる設計業務の受託者（以下「当該受託者」という。）と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 株式会社 溜谷設計  
住 所 天理市田部町16

### 第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555  
天理市川原城町605番地  
天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 交付場所 (1)に同じ。

### 第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 第3(1)に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

### 第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

(2) 場 所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

- ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
- ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

### 第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工

事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。

- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留  
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地  
天理市役所3階334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。  
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除
  - ② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効  
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 契約書作成の要否  
要

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

天理市立山の辺学童保育所新築工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成28年10月20日（木）から 平成28年10月31日（月）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成28年10月20日（木）から 平成28年10月31日（月）まで
質問書の提出期限	平成28年11月2日（水） <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成28年11月8日（火）
質問書への回答日	平成28年11月8日（火）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成28年11月11日（金）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成28年11月16日（水）

入札書到着期限日	平成28年11月21日（月） 書留郵便にて 日本郵便(株) 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成28年11月22日（火） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成28年11月22日（火） 午前11時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（別表2）

配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者</li> <li>② 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者</li> <li>③ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</li> <li>④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者</li> <li>⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</li> <li>⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者</li> </ul>

（平成28年10月25日揭示済）

#### 天理市公告第47号

##### 一般競争入札について

保留地の売買について、次のとおり一般競争入札に付すので、大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業保留地処分規則（平成18年10月規則第20号）第3条の規定により公告する。

平成28年10月25日

天理市長 並 河 健

#### 第1 保留地の位置及び地積

- (1) 位置 天理市田部町地内
- (2) 地積 180.43㎡【12街区15画地】  
199.68㎡【13街区22画地及び13街区23画地】

#### 第2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 個人及び法人（市内に在住・在勤又は事務所・事業所等の有無は問いません。）で指定された期限までに入札保証金、契約保証金及び契約代金を支払える方であり、当該保留地に住宅を建築予定の方であれば申込ができます。（法人の場合、住宅建築用地として取得する場合も含む。）
- (2) 次のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。
  - ① 市税等を滞納している者。
  - ② 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
  - ③ 競争入札に参加しようとする者を妨げた者。
  - ④ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者。
  - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員又はそれらの利益となる活動を行う者。
  - ⑥ 平成28年度一般競争入札による保留地売却案内書に定める事項及び法令等を遵守する能力を有しない者。

#### 第3 入札参加申込みの受付の期間及び場所

- (1) 受付期間 平成28年10月11日（火）から平成28年10月28日（金）  
午前9時から午後4時まで【土曜日・日曜日を除く】
- (2) 受付場所 天理市川原城町605番地  
天理市役所 建設部 まちづくり事業課 区画整理推進室

#### 第4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札及び開札の日時  
平成28年11月16日（水）
  - ① 12街区15画地 午後2時から
  - ② 13街区22画地及び13街区23画地 午後3時30分から

(2) 入札及び開札の場所

天理市川原城町605番地  
天理市役所3階334会議室

第5 入札保証金に関する事項

第2の入札に参加する者に必要な資格を満たし、入札指定書等の交付を受けた者は、入札前に入札保証金を納付するものとする。

- (1) 納付金額 200,000円
- (2) 納付期限 平成28年11月11日(金)

第6 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格がない者の入札。
- ② 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札。
- ③ 同一物件の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の者を代理した者の入札。
- ④ 入札書に入札金額、入札物件の表示又は記名押印のない者の入札。
- ⑤ 入札書に記載又は押印が不明瞭な者の入札。
- ⑥ 入札書に入札金額を訂正した場合における訂正印のない者の入札。
- ⑦ 交付した入札書を用いていない者の入札。
- ⑧ 不正行為があったと認められる者の入札。
- ⑨ 平成28年度一般競争入札による保留地売却案内書で指定した以外の方法で入札した者。
- ⑩ 大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業保留地処分規則または、平成28年度一般競争入札による保留地売却案内書の条件に違反した者の入札。

第7 その他入札に必要な事項

詳細は、平成28年度一般競争入札による保留地売却案内書による。

第8 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第9 問い合わせ先

天理市役所 建設部 まちづくり事業課 区画整理推進室  
電話番号 0743-63-1001 内線360

(平成28年11月1日掲示済)

天理市公告第48号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成28年11月1日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 櫛本西部市営住宅外壁塗装及び窓枠交換工事
- (2) 工事場所 天理市 櫛本町
- (3) 工事概要 櫛本西部市営住宅(6戸建2棟、5戸建2棟計4棟22戸)の外壁塗装及び建具取替工事
  - ・外壁塗装工事 1. 0式
  - ・建具取替工事 1. 0式
  - ・上記に伴う仮設及び発生材処分 1. 0式
- (4) 工期 平成29年3月31日まで
- (5) 予定価格 12,841,200円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 11,557,080円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している建築工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(3)までに掲げる条件を全て満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件を全て満たしていること。
  - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提

出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。

- ④ 天理市が平成28年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成28年度)において建築工事の格付がB等級に位置づけられている者であること。
  - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
  - ⑦ 天理市に対して不誠実な行為のない者であること。
  - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。
- ① 別表2の資格を有する者。
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
  - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

### 第3 入札手続等

#### (1) 担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

#### (2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 交付場所 (1)に同じ。

### 第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

#### (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 提出場所 第3(1)に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

### 第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
  - ① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
  - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
  - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

### 第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

### 第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留  
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地  
天理市役所3階334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。  
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除
  - ② 契約保証金 免除
- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

標本西部市営住宅外壁塗装及び窓枠交換工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成28年11月1日（火）から 平成28年11月14日（月）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成28年11月1日（火）から 平成28年11月14日（月）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	平成28年11月16日（水）まで <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成28年11月22日（火）
質問書への回答日	平成28年11月22日（火）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成28年11月25日（金）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成28年11月30日（水）
入札書到着期限日	平成28年12月6日（火） <u>書留郵便にて</u> <u>日本郵便株 天理郵便局に必着のこと</u>
開札の日時	平成28年12月7日（水） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成28年12月7日（水） 午前11時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(別表2)

配置技術者の資格 (いずれかに該当すること)

- ① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者
- ② 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者
- ③ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
- ④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者
- ⑤ 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者
- ⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者

(平成28年11月1日揭示済)

天理市公告第49号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成28年11月1日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

## 農業委員会

(平成28年10月28日揭示済)

天農委告示第11号

平成28年11月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成28年10月28日

天理市農業委員会

会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する申請について  
議案第2号 農地法第4条に関する申請について  
議案第3号 農地法第5条に関する申請について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について  
議案第5号 農用地利用配分計画について  
議案第6号 その他

①市街化区域の専決処分について(報告)

## 選挙管理委員会

(平成28年10月17日揭示済)

天選告示第20号

天理市公職選挙事務執行規程(平成12年9月29日選挙管理委員会告示第57号)の一部を次のように改正する。

平成28年10月17日

天理市選挙管理委員会

委員長 堀 内 靖 介

第34条第4号に次のように加える。

エ 専ら要約筆記のために使用する者 1日につき15,000円

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公営企業

(平成28年10月21日揭示済)

天理市上下水道局公告第34号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年3月天理市条例第1号)第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成28年10月21日

天理市上下水道事業管理者  
藤田俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第5処理分区	稲葉町の一部

(平成28年10月21日 掲示済)

天理市上下水道局公告第35号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成28年10月21日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。

平成28年10月21日

天理市上下水道事業管理者  
藤田俊史

天理市指定下水道工事店

商号 奥田住設(株)

代表者 奥田剛司

住所 奈良県香芝市畑1174-1

(平成28年10月25日 掲示済)

天理市上下水道局公告第36号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成28年10月25日

天理市上下水道事業管理者  
藤田俊史

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名  $\phi 75\sim 50\text{mm}$ 配水管改良工事
- (2) 工事場所 天理市庵治町地内
- (3) 工事概要
  - 仮設管布設工 L = 239m
  - $\phi 50\text{mm}$ 仮設管
  - 本設管布設工
  - $\phi 75\text{mm PE}$  L = 47m
  - $\phi 50\text{mm PE}$  L = 210m
  - 給水管布設工
  - 給水装置 49箇所
  - 附帯工
  - 舗装本復旧工 1,400 $\text{m}^2$
- (4) 工期 平成29年3月28日まで
- (5) 予定価格 27,151,200円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 低入札価格調査

低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）の設定を行い、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、落札者とならない場合がある。

第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において土木一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件を全て満たしていること。
  - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7箇月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。

- ④ 局が平成28年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成28年度）において土木一式工事の格付がA等級に位置づけられている者であること。
- ⑤ 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。
- ⑥ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑦ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
- ⑧ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑨ その他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
  - ① 1級若しくは2級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者
  - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。  
名称 (株) 森エンジニアリング 奈良営業所  
所在地 奈良県桜井市朝倉台東5-667-12

第3 入札担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線838

第4 入札説明書の交付

- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 交付場所 第3に同じ。  
局ホームページからダウンロード可能

第5 競争入札参加資格の確認等

- (1) 本競争入札への参加希望者は、第2に掲げる資格を有することを証明するため、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 申請書及び資料の提出
  - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3に同じ。
  - ③ 提出部数 各1部
  - ④ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）

第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

- (1) 仕様書の公開  
次の日程で仕様書を公開し、申請書及び資料を提出した者に対して仕様書を貸与する。
  - ① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 公開場所 第3に同じ。
- (2) 仕様書に対する質問書の提出等  
質疑の有無にかかわらず提出すること。
  - ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3に同じ。
  - ③ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）
  - ④ 回答 別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、局総務課にて閲覧に供する。

第7 入札書等の提出等

- (1) 第5に掲げる申請書及び資料の提出により本競争入札参加資格を有することの確認を受けた者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書（様式第2号）及び請負代金内訳書（工事費内訳書。以下「入札書等」という。）を次のとおり提出すること。
  - ① 入札書等に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により提出すること。
  - ② 入札書等の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし表側に工事名及び入札者名を記載した上で、工事費内訳書とともに外封筒に入れること。
  - ③ 外封筒の表面に、開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。
- (2) 入札書等の提出
  - ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 送付先 〒632-8799

日本郵便株式会社 天理郵便局 留  
天理市上下水道局 総務課 行

(3) 入札書等を送付した後、入札書等の提出期限日までの間は、書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。

(4) 競争入札参加資格者が、入札書等を送付しなかったとき又は入札書等が提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第8 開札

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局 2階大会議室

第9 落札者の決定

- (1) 入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者（調査基準価格を下回る入札を行った者の場合は、「落札候補者」という。次の(3)において同じ。）とする。
- (3) 落札者となるべき入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、この場合においてくじを辞退することはできないものとする。
- (4) 落札候補者については、次によるものとする。
  - ① 工事費内訳書に記載された経費が、天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領（以下「要領」という。）別紙失格判断基準(3)イに規定する基準経費を下回った場合は、失格とする。
  - ② 要領に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定する。
  - ③ 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第10 入札の無効

本競争入札に係る入札説明書に規定した競争入札参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争入札参加資格がない者のなした入札、局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

第12 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先

第3に同じ。

別表（入札日程）

φ75～50mm配水管改良工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成28年10月25日（火）から 平成28年11月4日（金）まで
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成28年10月25日（火）から 平成28年11月4日（金）まで
質問書の提出期限日	平成28年11月8日（火）
競争入札参加資格の確認結果の通知日	平成28年11月10日（木）
質問書への回答日	平成28年11月10日（木）
競争入札参加資格がないとした場合の 説明要望書提出期限日	平成28年11月14日（月）
競争入札参加資格がないとした場合の 当該理由の回答日	平成28年11月16日（水）
入札書提出期限日	平成28年11月21日（月）
開札の日時	平成28年11月22日（火）午前9時
くじを行う場合の日時	平成28年11月22日（火）午後2時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成28年10月25日揭示済)

## 天理市上下水道局公告第37号

## 一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成28年10月25日

天理市上下水道事業管理者  
藤田俊史

## 第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名  $\phi 150\text{mm}$ 配水管改良工事
- (2) 工事場所 天理市川原城町地内
- (3) 工事概要 仮設管布設工  
 $\phi 100\text{mm}$ 仮設管 L = 89.0m  
 $\phi 80\text{mm}$ 仮設管 L = 177.0m  
 本設管布設工  
 $\phi 150\text{mm}$ D I P L = 86.8m  
 $\phi 100\text{mm}$ D I P L = 2.9m  
 $\phi 75\text{mm}$ P E L = 148.6m  
 $\phi 50\text{mm}$ S G P L = 9.2m  
 給水管布設工  
 給水装置 33箇所  
 附帯工 一式
- (4) 工期 平成29年3月28日まで
- (5) 予定価格 31,309,200円  
 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

## (6) 低入札価格調査

低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）の設定を行い、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、落札者とならない場合がある。

## 第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において土木一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件を全て満たしていること。
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7箇月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
  - ④ 局が平成28年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成28年度）において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
  - ⑤ 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。
  - ⑥ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ⑦ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
  - ⑧ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
  - ⑨ その他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 1級若しくは2級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者
  - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- 名称 (株) 森エンジニアリング 奈良営業所  
所在地 奈良県桜井市朝倉台東5-667-12

第3 入札担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線838

第4 入札説明書の交付

① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 交付場所 第3に同じ。

局ホームページからダウンロード可能

第5 競争入札参加資格の確認等

(1) 本競争入札への参加希望者は、第2に掲げる資格を有することを証明するため、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を次の(2)のとおり提出すること。

(2) 申請書及び資料の提出

① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 第3に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）

第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

(1) 仕様書の公開

次の日程で仕様書を公開し、申請書及び資料を提出した者に対して仕様書を貸与する。

① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 公開場所 第3に同じ。

(2) 仕様書に対する質問書の提出等

質疑の有無にかかわらず提出すること。

① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 第3に同じ。

③ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）

④ 回 答 別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、局総務課にて閲覧に供する。

第7 入札書等の提出等

(1) 第5に掲げる申請書及び資料の提出により本競争入札参加資格を有することの確認を受けた者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書（様式第2号）及び請負代金内訳書（工事費内訳書。以下「入札書等」という。）を次のとおり提出すること。

① 入札書等に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により提出すること。

② 入札書等の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし表側に工事名及び入札者名を記載した上で、工事費内訳書とともに外封筒に入れること。

③ 外封筒の表面に、開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。

(2) 入札書等の提出

① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。

② 送 付 先 〒632-8799

日本郵便株式会社 天理郵便局 留

天理市上下水道局 総務課 行

(3) 入札書等を送付した後、入札書等の提出期限日までの間は、書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。

(4) 競争入札参加資格者が、入札書等を送付しなかったとき又は入札書等が提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第8 開札

① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

② 場 所 天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 2階大会議室

第9 落札者の決定

(1) 入札の執行回数は、1回限りとする。

(2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者（調査基準価格を下回る入札を行った者の場合は、「落札候補者」という。次の(3)において同じ。）とする。

(3) 落札者となるべき入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、この場合においてくじを辞退することはできないものとする。

(4) 落札候補者については、次によるものとする。

- ① 工事費内訳書に記載された経費が、天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領（以下「要領」という。）別紙失格判断基準(3)イに規定する基準経費を下回った場合は、失格とする。
- ② 要領に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定する。
- ③ 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第10 入札の無効

本競争入札に係る入札説明書に規定した競争入札参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争入札参加資格がない者のなした入札、局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

第12 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先

第3に同じ。

別表（入札日程）

φ150mm配水管改良工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成28年10月25日（火）から 平成28年11月4日（金）まで
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成28年10月25日（火）から 平成28年11月4日（金）まで
質問書の提出期限日	平成28年11月8日（火）
競争入札参加資格の確認結果の通知日	平成28年11月10日（木）
質問書への回答日	平成28年11月10日（木）
競争入札参加資格がないとした場合の 説明要望書提出期限日	平成28年11月14日（月）
競争入札参加資格がないとした場合の 当該理由の回答日	平成28年11月16日（水）
入札書提出期限日	平成28年11月21日（月）
開札の日時	平成28年11月22日（火）午前10時
くじを行う場合の日時	平成28年11月22日（火）午後2時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成28年10月25日掲示済）

天理市上下水道局公告第38号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成28年10月25日

天理市上下水道事業管理者  
藤田俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
櫛本北第10-1処理分区	南六条町元六条方の一部

（平成28年10月27日掲示済）

天理市上下水道局公告第39号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定によ

平成28年11月10日 木曜日

天理市公報

り、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。  
平成28年10月27日

天理市上下水道事業管理者  
藤田俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
櫛本北第12-1 処理分区	二階堂上ノ庄町の一部

(平成28年10月28日 揭示済)

天理市上下水道局公告第40号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。  
平成28年10月28日

天理市上下水道事業管理者  
藤田俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
大和川第7 処理分区	海知町の一部